

はじめに（事務局案）

近年、インターネットやスマートフォンの普及、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等情報通信手段の多様化がますます加速し、読書環境が大きく変化する中で子どもの読書離れや読解力低下の進行が指摘されています。国では、社会全体で子どもの読書活動を推進するため、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。翌年には同法に基づいた「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されています。兵庫県においては、国の計画に基づき、平成16年に「ひょうご子どもの読書活動推進計画」が策定されており、国、県ともに一定周期で計画を見直しながら取組が進められています。本市では、平成23年に「丹波市子ども読書活動推進計画」を策定し、現在、令和3年に策定した第3次計画に基づき、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

一方、子どもをとりまく社会の変化として、子ども家庭庁が設置され、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため「子ども基本法」が令和5年4月に施行されました。丹波市では、令和7年3月に子どもまんなか社会の実現に向けて「子どもの権利に関する条例」を制定しています。条例の目的は、全ての子どもが生まれながらに持っている権利の内容を明らかにするとともに、子どもの権利を守るための社会の責務や役割を定めることで、子どもが健やかに自分らしく成長し、将来にわたって身体的、精神的及び社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現としています。

丹波市では、そういった状況を踏まえ、令和6年度に「おとなもこどもも みんなで考えるこれからの図書館」と題した市民ワークショップを開催するなど、広く市民の意見を取り入れながら「丹波市図書館ビジョン」を策定いたしました。図書館は、豊富な資料を有する生涯学習の拠点ですが、人と人とのつながりを大切にし、まちのにぎわいを生み出す拠点としてのあり方も求められていることから基本理念を「市民に寄り添い、ともに学び、つながる、つくる みんなの図書館」としています。

このたび、第3次計画の期間が満了することに伴い、次期計画を検討するにあたり、子どもの読書活動を推進するとともに「丹波市図書館ビジョン」に基づいた図書館運営を進めるため、「丹波市図書館基本計画」を策定いたしました。